

部等別予算見積書総括表

部等名:

教育委員会

1 当初予算見積状況 (単位:千円)

課等名	2019年度 要求額				平成30年度 当初予算額				増減額			
	左の財源内訳		事業費	一般財源	左の財源内訳		事業費	一般財源	左の財源内訳		事業費	一般財源
	特定財源	うち市債			特定財源	うち市債			特定財源	うち市債		
総務課	886,284	0	879,720	851,350	10,235	0	841,115	34,934	△ 3,671	0	38,605	
施設課	1,976,348	893,100	778,849	2,471,067	1,736,300	1,288,900	734,767	△ 494,719	△ 538,801	△ 395,800	44,082	
学校教育課	318,812	0	269,068	314,490	76,434	0	238,056	4,322	△ 26,690	0	31,012	
教育支援課	119,225	0	112,806	140,062	17,452	0	122,610	△ 20,837	△ 11,033	0	△ 9,804	
学校給食課	816,380	0	489,134	759,257	323,433	0	435,824	57,123	3,813	0	53,310	
コミュニティスクール推進課	30,719	8,963	21,756	28,885	9,072		19,813	1,834	△ 109	0	1,943	
人権教育課	9,037	472	8,565	8,360	432		7,928	677	40	0	637	
学びの森くすのま・地域文化交流課	33,603	68	33,535	30,697	68	0	30,629	2,906	0	0	2,906	
図書館	111,177	333	110,844	107,439	10,214	0	97,225	3,738	△ 9,881	0	13,619	
			0	0			0	0	0	0	0	
合計	4,301,585	1,597,308	2,704,277	4,711,607	2,183,640	1,288,900	2,527,967	△ 410,022	△ 586,332	△ 395,800	176,310	

平成30年度宇部市一般会計補正予算(3月)

歳入

予算担当課	歳入予算科目	金額	内 容	等
施設課	教育費国庫負担金	-47,243千円	補助対象事業の精算見込みにあわせて、国庫負担金を減額するもの	
施設課	教育費国庫補助金	-12,852千円	補助対象事業の精算見込みにあわせて、国庫補助金を減額するもの	
施設課	教育債	2,600千円	起債対象事業の精算見込みにあわせて、教育債を増額するもの	
学校教育課	教育費国庫補助金	-2,179千円	県補助金として交付されるため、国庫補助金を減額するもの	
学校教育課	教育費国庫補助金	-2,752千円	県補助金として交付されるため、国庫補助金を減額するもの	
学校教育課	教育費県補助金	2,452千円	県補助金の精算見込みにあわせて、増額するもの	
学校教育課	教育費県補助金	288千円	県補助金の精算見込みにあわせて、増額するもの	
学校教育課	移譲事務負担金	64千円	県負担金の精算見込みにあわせて、増額するもの	
学校教育課	教育費県委託金	-1,003千円	県委託金の精算見込みにあわせて、減額するもの	
学校教育課	教育費県委託金	84千円	県委託金の精算見込みにあわせて、増額するもの	
学校教育課	教育費寄附金	44千円	交通遺児教育資金寄附金によるもの	
学校教育課	教育関係雑入	-1,102千円	決算見込みにあわせて、教職員住宅利用料収入等を減額するもの	
教育支援課	教育費県委託金	-510千円	県委託金の精算見込みにあわせて、減額するもの	

平成30年度宇部市一般会計補正予算(3月)

歳出

予算担当課	歳出予算事業名	金額	内容	等
総務課	教育委員会運営経費	-429千円	決算見込みにあわせて、報酬を減額するもの	
総務課	小学校関係学校給食費等扶助経費	756千円	新入学学用品費支給単価増および、認定見込み人数増のため	
総務課	中学校関係学校給食費等扶助経費	1,699千円	新入学学用品費支給単価増および、認定見込み人数増のため	
施設課	小学校施設整備事業費	-45,875千円	決算見込みにあわせて、工事請負費等を減額するもの	
施設課	小学校施設耐震化事業費	-77,617千円	決算見込みにあわせて、工事請負費等を減額するもの	
施設課	小学校エコスクール整備事業費	39,550千円	平成31年度事業の前倒し実施によるもの	
施設課	中学校施設整備事業費	-7,495千円	決算見込みにあわせて、委託料等を減額するもの	
施設課	中学校施設耐震化事業費	-22,517千円	決算見込みにあわせて、工事請負費等を減額するもの	
施設課	中学校エコスクール整備事業費	50,000千円	平成31年度事業の前倒し実施によるもの	
学校教育課	交通遺児教育資金助成経費	44千円	交通遺児教育資金寄附金によるもの	
学校教育課	小中一貫教育推進経費	-1,003千円	県委託金の減額によるもの	
学校教育課	小学校教育指導経費	-300千円	決算見込みにあわせて、備品購入費等を減額するもの	
学校教育課	伝統文化推進経費	-270千円	決算見込みにあわせて、賃金を減額するもの	
学校教育課	読書活動推進経費	-2,579千円	決算見込みにあわせて、賃金を減額するもの	

歳出

予算担当課	歳出予算事業名	金額	内容	内容	等
学校教育課	英語教育指導経費	-1,395千円	決算見込みにあわせて、報酬等を減額するもの		
学校教育課	部活動指導員派遣等業務改善経費	-6,252千円	決算見込みにあわせて、報酬等を減額するもの		
学校教育課	小学校ICT教育推進経費	-2,993千円	決算見込みにあわせて、委託料等を減額するもの		
学校教育課	中学校ICT教育推進経費	-3,026千円	決算見込みにあわせて、備品購入費等を減額するもの		
教育支援課	学校安心活動支援経費	-567千円	県委託金の減額によるもの		
学校給食課	学校給食運営経費	-7,622千円	決算見込みにあわせて、需用費等を減額するもの		
コミュニティ・スクール推進課	コミュニティ・スクール推進経費	-441千円	決算見込みにあわせて、旅費を減額するもの		
コミュニティ・スクール推進課	家庭教育支援経費	-229千円	決算見込みにあわせて、旅費を減額するもの		

議案第 号

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年条例第二十四号）の一部を次のように改める。

平成三十一年二月 日提出

宇部市長 久保田 后子

第一条中第七十三号を第七十四号とし、第十三号から第七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 学校運営協議会委員

別表中

スポーツ推進委員	年額 三八、〇〇〇円
----------	------------

を

スポーツ推進委員	年額 三八、〇〇〇円
学校運営協議会委員	年額 四、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

「説明」

新たに学校運営協議会委員の報酬を定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

○宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例

昭和二十二年九月十七日

条例第二十四号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第四項の規定に基づき、次に掲げる非常勤職員(以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

- 一 教育委員会委員
- 二 選挙管理委員
- 三 公平委員会委員
- 四 非常勤の監査委員
- 五 農業委員会委員
- 六 農地利用最適化推進委員
- 七 固定資産評価審査委員会委員
- 八 行政不服審理員
- 九 公務災害補償等認定委員会委員及び審査会委員
- 十 退職手当審査会委員
- 十一 地区新生運動推進委員会委員
- 十二 スポーツ推進委員
- 十三 学校運営協議会委員

(以下省略)

(報酬の額)

第二条 職員の報酬は、年額、月額又は日額とし、その額は、別表に掲げるところによる。

(年額の報酬の支給方法)

第三条 年額の報酬は、その年分をその年に支給する。

- 2 年額の報酬を受ける者が新たに就職したときは、その月分から、任期満了、退職、解職、失職又は死亡したときは、その月分までを月割計算によつて支給する。
- 3 前項の規定により報酬の額を算出する場合においては、年額を十二で除した額とし、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(平二一条例四・一部改正)

(月額の報酬の支給方法)

第四条 月額の報酬は、その月分をその月に支給する。

- 2 月額の報酬は、就職した当月分から職を離れた当月分まで支給する。ただし、月の中途において職に就いたとき又は死亡以外の事由により職を離れた場合における当月分の報酬は、その職に就いた日から又はその職を離れた日まで支給する。
- 3 月の中途において別表に掲げる区分の間の異動を生じた場合における月額の報酬の額は、その異動の日前及びその異動の日以後の日数に応じ、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合計額とする。

- 4 前二項の規定により報酬の額を算出する場合においては、その月の現日数を基礎として算出するものとし、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(平二一条例四・一部改正)

(日額の報酬の支給方法)

第五条 日額の報酬は、その出勤日数に応じて(選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人にあつては、選挙に係る出勤一回につき)、その都度支給する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、月の初日から末日までの間における出勤日数により算出した額を当該月の翌月の十五日(この日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日に当たるときは、繰り下げた日とすることができる。)までに支給することができる。

(平一九条例三二・平二三条例六・平二七条例七・一部改正)

(費用弁償の額及び支給方法)

第六条 職員が公務のため旅行したときは、費用弁償をする。

- 2 前項の費用弁償の額は、別表に掲げるところによる。
- 3 第一項の費用弁償の支給方法については、宇部市職員等の旅費に関する条例(昭和四十四年条例第十一号。以下別表において「旅費条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

(以下省略)

(別表省略)

宇部市教育委員会訓令第 号

宇部市立学校職員服務規程（昭和四十八年教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改める。

平成三十一年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野 口 政 吾

第八条第二号を「学歴又は資格を新たに取得したとき 卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書）又は資格取得証明書の写し」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市立学校職員服務規程

昭和四十八年二月二十四日

教育委員会訓令第一号

(趣旨)

第一条 この訓令は、宇部市立の学校（以下「学校」という。）の職員（以下「職員」という。）の服務についての法令、条例、規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において「職員」とは、学校の校長、教諭、（養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）学校栄養職員及び事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する者に限る。）をいう。

2 この訓令において、「教育職員」とは、学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。

（平六教委訓令二・平二七教委訓令一・一部改正）

(服務の基準)

第三条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公共の利益のために、公正かつ能率的な職務の遂行に専念しなければならない。

(服務の宣誓)

第四条 新たに職員となつた者は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年宇部市条例第二十九号）に基づき宣誓書に署名し、教育委員会に提出しなければならない。

(着任)

第五条 新たに職員となつた者又は転勤を命ぜられた職員は、その辞令又は通知を受けた日から五日以内に着任し、直ちに着任届（様式第一号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 やむを得ない事情により、前項の期間内に着任できないときは、あらかじめ着任延期願（様式第二号）を教育委員会に提出して、その承認を受けなければならない。

（平二教委訓令一・一部改正）

(履歴書)

第六条 新たに職員となつた者は、着任後速やかに履歴書（様式第三号）を教育委員会に提出しなければならない。

（平二教委訓令一・一部改正）

(住所)

第七条 新たに職員となつた者は又は転勤した職員は、着任後速やかに住所届（様式第四号）を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、職員が住所を変更した場合について準用する。

(平二教委訓令一・一部改正)

(氏名等の変更)

第八条 職員は、次の各号の一に該当するときは、氏名等変更届(様式第五号)に当該各号に掲げる書類を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は本籍に変更があつたとき 戸籍抄本

二 学歴又は資格を新たに取得したとき 卒業証明書(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了したものにあつては、修了証明書)又は資格取得証明書の写し

(平二教委訓令一・一部改正)

(出勤)

第九条 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

2 校長は、別に定めるところにより、出勤簿(様式第六号)を整理保管するものとする。

(昭六三教委訓令一・全改、平二教委訓令一・一部改正)

(外出)

第十条 職員は、勤務時間中に外出しようとするときは、あらかじめ校長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(退出)

第十一条 職員は、退出するときは、その保管に係る書類、物品等を所定の場所に収めておかななければならない。

(研修)

第十二条 教育職員は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二條第二項の規定により勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ自己研修簿(様式第七号)に記入して校長の承認を受けなければならない。

2 教育職員は、前項の規定による研修を終了したときは、速やかに自己研修簿に記入して校長に報告しなければならない。

(平二教委訓令一・平一五教委訓令二・平一六教委訓令一・一部改正)

(休暇簿の様式)

第十三条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第八号。以下「勤務時間規則」という。)第十八条各項(第四項を除く。)の休暇簿は、休暇簿(様式第九号)とする。

(平七教委訓令一・全改、平八教委訓令一・一部改正)

(病気休暇)

第十四条 職員は、勤務時間規則第十八条第二項の規定による病気休暇の請求をするときは、医師の診断書(結核性疾患による病気休暇の場合にあつては、医師の診断書、エックス線写真及び赤血球沈降速度検査書)を校長に提出しなければならない。

2 病気休暇の承認を受けた職員は、当該病気休暇が引き続き一月（結核性疾患による病気休暇の場合にあつては三月。以下この項において同じ。）以上にわたるときは、一月ごとに病状報告書（様式第十一号）に医師の診断書を添えて校長に病状を報告しなければならない。

3 結核性疾患による病気休暇の承認を受けた職員は、勤務に復しようとするときは、医師の診断書、エックス線写真、赤血球沈降速度検査書及びかくたん検査書を校長に提出しなければならない。

（平七教委訓令一・全改、平八教委訓令一・一部改正）

（特別休暇）

第十五条 職員は、勤務時間規則第十三条第五号若しくは第六号の規定による申出又は勤務時間規則第十八条第四項の規定による届出については、校長に対し行わなければならない。

2 前項の場合において、職員は、医師の証明書（勤務時間規則第十八条第四項の規定による届出の場合にあつては、医師又は助産師の証明書）を併せて提出しなければならない。

（平七教委訓令一・全改、平一五教委訓令一・一部改正）

第十六条 削除

（平一五教委訓令一）

（職務に専念する義務の免除）

第十七条 職員は、次項から第四項までの場合以外の場合において、職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、あらかじめ休暇簿に記入して校長の承認を受けなければならない。

2 職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条の二の規定により行われる通信教育による面接授業を受講するため職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、面接授業受講承認申請書（様式第十二号）をあらかじめ教育委員会に提出してその承認を受けるとともに、休暇簿により校長の承認を受けなければならない。

3 教育職員は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするときは、兼職兼業許可申請書（様式第十三号）を教育委員会に提出して、その許可を受けるとともに、当該業務に従事するに当たっては、その都度休暇簿に記入して校長の承認を受けなければならない。職員が職務に関し、国、他の地方公共団体又は公益団体の職を兼ね、その職に属する事務に従事しようとするときも、同様とする。

4 職員は、宇部市立学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成二十年十二月条例第四十一号）第三条第三号の承認を受けようとするときは、あらかじめ職務専念義務免除承認申請書（様式第十三号の二）を宇部市教育委員会に提出してその承認を受けるとともに、休暇簿により校長の承認を受けなければならない。

（平二教委訓令一・平七教委訓令一・平八教委訓令一・平一五教委訓令一・平一六

教委訓令一・平二〇教委訓令一・一部改正)

第十八条 削除

(平七教委訓令一)

(休職)

第十九条 職員は、負傷又は結核性疾患以外の疾病により休職しようとするときは、休職願(様式第十四号)に医師の診断書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により休職中の職員は、その負傷又は結核性疾患以外の疾病の回復により勤務に復しようとするときは、復職願(様式第十五号)に医師の診断書及びその他参考となる資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(平二教委訓令一・一部改正)

(営利企業等の従事)

第二十条 職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条の規定に基づき、営利企業等の事業又は事務に従事しようとするときは、兼職兼業許可願を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。

(在籍専従)

第二十一条 職員は、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定に基づき、職員団体の業務に専ら従事しようとする場合の許可の手続については、別に定める。

(時間外勤務)

第二十二条 職員(教育職員を除く。)に対する時間外勤務命令は、時間外勤務・休日勤務命令簿(勤務時間整理簿)(様式第十六号)によつてするものとする。

(平二教委訓令一・一部改正)

(公務旅行)

第二十三条 職員は、公務のために旅行するときは、旅行命令権者が発する旅行命令等に従つてしなければならない。この場合において、県外又は引き続き三日以上にわたり公務のため旅行しようとする校長は、出張届(様式第十七号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 職員は、旅行命令等の変更を申請する必要がある場合においてそのいとまがないときは、旅行命令権者に連絡してその指示を受け、事後速やかに旅行命令等の変更手続をとらなければならない。

(昭五七教委訓令五・平二教委訓令一・一部改正)

(復命)

第二十四条 職員は、出張の用務を終えて帰任したときは、速やかに書面(一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)第四条第五項ただし書の規定により旅行命令簿又は旅行依頼簿の提示がない旅行にあつては、口頭)により旅行命令権者に復命しなければならない。

(平一五教委訓令一・平二一教委訓令二・一部改正)

(旅行)

第二十五条 職員は、次項及び第三項に定める場合を除き私用のため引き続き三日以上にわたる旅行をしようとするときは、あらかじめ連絡先等を校長に届け出なければならない。

2 職員(校長を除く。)は、第二十三条に規定する公務のために旅行する場合を除き、国外旅行又は二十日以上にわたる旅行をしようとするときは、あらかじめ国外・長期旅行承認簿(様式第十八号)に記入して校長の承認を受けなければならない。

3 校長は、前項に規定する旅行をしようとするときは、あらかじめ国外・長期旅行願(様式第十八号の二)を教育委員会に提出して、その承認を受けなければならない。

(平二教委訓令一・平八教委訓令一・一部改正)

(日直及び宿直)

第二十六条 日直及び宿直は、校長が命ずるものとする。

2 職員は、日直又は宿直の勤務を命ぜられたときは、校舎、設備、備品及び書類の保全、外部との連絡、文書の収受、校内の監視並びに非常災害その他特に校長が指示する事項の処理に当たらなければならない。

(非常災害等)

第二十七条 職員は、非常災害等緊急事態が発生したとき、又はその旨の連絡を受けたときは、直ちに臨機の処置をとらなければならない。

(事務の引継ぎ等)

第二十八条 職員は、転勤、休職、退職等によりその職を離れるときは、校長の指定する者に担当業務を引き継がなければならない。

2 職員は、出張又は休暇等により不在となるときは、その担当業務に支障を生じないようにしなければならない。

(平二教委訓令一・平八教委訓令二・平一五教委訓令一・一部改正)

(校長に関する読替え)

第二十九条 校長については、第七条第一項、第二十五条第一項及び前条第一項中「校長」とあるのは「教育委員会」と読み替えてそれぞれの規定を適用する。

(平八教委訓令二・一部改正)

(提出書類の経由)

第三十条 この訓令の規定により教育委員会に提出する書類は、校長を経由しなければならない。

(平八教委訓令二・一部改正)

(その他)

第三十一条 この訓令の施行について必要な事項は、別に定める。